

研修の実施における配慮事項

令和2年10月1日現在
和歌山県教育センター学びの丘研修課

1 実施に係る基本的な考え方

- 研修受講者数は会場収容定員の1/2以下とし、「密接」を避ける人数を基本とする。
- 新型コロナウイルス感染症対策と教職員の負担軽減を考慮し、研修内容等の検討を適宜行う。

2 感染拡大防止策

(1) 受講全般について

- ・発熱や風邪の症状等、少しでも体の不調を感じた時は、学校長の判断を仰ぐ。
- ・自宅での検温及び体調の確認を行い、「健康観察用紙」を提出する。
- ・研修運営者、受講者とも、手洗いの励行やマスク着用の徹底等、感染症対策を十分に行う。
- ・演習等における具体物（マイク、マジック等）の共有は可能な限り避け、使用後には手洗いや消毒を要請する。
- ・研修後、共有物の消毒を行う。

(2) 密接対応について

- ・スクール形式を基本とする。
- ・講師等の指名に基づき、受講者が発言する全体協議形式を主とする。
- ・グループ協議の際は、長時間に及ばぬよう配慮するとともに、4人以下の編成で行う。

(3) 密集対応について

- ・受講時、机1つにつき原則1人の受講者とする。
- ・研修会場での密集対応が困難な場合、会場の分散、講義内容の同時配信、ウェブ会議システムの活用等により対応する。
- ・研修会場で食事をする際は自席のみとし、食事中は会話を自粛する。

(4) 密閉対応について

- ・研修会場の換気を常時行う。

3 実施に係る判断基準

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

※文部科学省ウェブページ

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (p13-14 文部科学省 2020.9.3 Ver.4)
https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(2) 「新しい生活様式」の実践例

※内閣官房ウェブページ

新型コロナウイルス感染症対策・スマートライフのために
https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii_seikatsu.pdf

(3) (別紙2) 「イベント開催制限の段階的緩和の目安」(令和2年9月19日変更)

※和歌山県ウェブページ

移行期間中における県民の皆様へのお願い(第10弾)
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204539_d/fil/besshi2.pdf

(4) 「和歌山県感染拡大予防ガイドライン(その他の施設)」

※和歌山県ウェブページ

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243_d/fil/others.pdf

(5) 「学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安」

※和歌山県教育委員会ウェブページ

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について(学校の休業等)
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/d00203852_d/fil/0626.pdf

4 その他

- 上記配慮事項については、実施に係る判断基準を含め新型コロナウイルス感染症の状況により、適宜変更を行う。